

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生利用区域の指定等について

河川管理者
岐阜県知事 古田肇

河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日付け建設省河政発67号建設事務次官通達。以下「準則」という。）第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに都市再生及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川木曾川水系付知川の河川区域内で、別図「都市・地域再生等利用区域図」に示す区域。

2 指定年月日

令和4年12月14日

第2 都市・地域再生等占用方針

1 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

- 1) イベント関連施設
- 2) キャンプ関連施設（デイキャンプ施設を含む）
- 3) B B Q 施設
- 4) 遊具、自然プール、魚釣り場など
- 5) ドッグラン施設
- 6) 川床施設
- 7) 飲食店、売店（オープンカフェ、キッチンカー含む）
- 8) 広告旗、案内施設、照明施設、音響施設、張り出しデッキ、休憩施設、植栽など

2 許可方針

- 1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 2) 占用の許可を受けることができる施設及び本件区域内の利用者の利用範囲においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。

また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占用主体が解決

に努めること。

- 3) 降雨・水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合はキャンプやイベント等での使用を中止すること。水位上昇等が予見される場合は河川区域内の施設等を河川区域外に撤去すること。また、占用施設の利用者や占用者・使用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 4) 平常時も含め、本件利用に伴い、水難事故、水質事故等が発生しないよう、必要な措置を講じること。
- 5) 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 6) 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 7) 施設使用者は、施設利用料の徴収及び活用状況について、年1回以上で河川管理者が定める回数を報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

中津川市(準則第二十二条の4の一に掲げる者)